

第7回 さいたま市区役所のあり方検討委員会 会議録

1 会議名	第7回 さいたま市区役所のあり方検討委員会
2 開催日時	平成22年10月20日(水) 午前10時から午前11時30分まで
3 開催場所	さいたま市役所 議会棟2階 第7委員会室
4 出席者名	<p>(1)委員 15名(敬称略)</p> <p>伊藤巖、大澤謙治、兼杉文子、川鍋隆、木村美穂、國島徳正、 柴原順治、齋藤友之、須藤順子、富樫久江、丸山繁子、 島田正壽、吉野啓司、小山茂樹、都倉正敬</p> <p>(2)事務局等 17名</p> <p>清水正直 (区政推進室長)</p> <p>比企邦雄 (区政推進室参事、区役所あり方見直し プロジェクトチームリーダー)</p> <p>有住勇人 (区政推進室副参事、区役所あり方見直し プロジェクトチームサブリーダー)</p> <p>上野聡 (区政推進室参与)</p> <p>矢沢浩 (区政推進室主幹)</p> <p>浜崎宏治 (区政推進室主幹)</p> <p>(区役所あり方見直しプロジェクトチームメンバー)</p> <p>井原優 (総務課長)</p> <p>高見澤章 (人事課長)</p> <p>石塚晃 (税制課長)</p> <p>志村忠信 (健康増進課長)</p> <p>柳田香 (行財政改革推進本部副参事代理主査)</p> <p>矢島達也 (西区くらし応援室長)</p> <p>高橋恒郎 (浦和区くらし応援室長)</p> <p>本澤明 (桜区区民生活部長)</p> <p>新井邦男 (北区区民生活部長)</p> <p>大田原貞夫 (見沼区健康福祉部長)</p> <p>丸山泰仁 (桜区健康福祉部長)</p>
5 議題及び 公開・非公開の別	議題 8 内容 のとおり 公開・非公開の別 公開
6 傍聴人の数	0人
7 審議内容	8 内容 のとおり

8 内容

(午前 10 時開会)

(1) 議事

齋藤委員長を議長として、進行された。

委員提案に対する検討結果について

(事務局)

前回委員会の指示に基づき、プロジェクトチームでA委員の御提案を検討させていただいた。提案内容の一部は報告書に反映されているという認識をしているため、改めて報告書に盛り込んだというものはない。提案内容の1番目から、プロジェクトチームによる検討結果を御報告させていただきたい。

1番。本庁は全市的企画予算業務に徹し、実行、実施(執行)は区役所の業務とする。そのために応じた組織体系とし、区に関わる予算については各区へ予算配分するという、大きな原則論ということで、御提案をいただいた。

小さな本庁大きな区役所という考え方になるかと思うが、当該提案を実現するためには、区役所の施設規模、設置場所そういった前提を根本から見直す必要が生じるという非常に大きな問題があるため、直ちに実現するというのは非常に困難と考えている。

なお、委員から出された「防災」は非常に大きな命題であり、危機管理防災に対応する体制が組織的にも見当たらないという御意見等も踏まえ、この報告書の中に防災関連の業務(8業務)を盛り込んだ。

安心安全に関する新たな組織の設置という部分に関する内容については、市全体の業務の中のごく一部ではあるが、A委員御提案の、本庁は全市的企画、実行実施は区役所という考え方に沿ったものではないかと考えており、一部は反映されているのではないかと認識している。

2番目のコミュニティ課がわかりづらいため、地域振興課あるいは区政推進課という組織を新設という御提案。上記1、2より分離し、区役所に移管される業務相当を新設箇所に配置、あるいは経済、商工、農業、観光など、地域密着型振興策を配置してはどうかという御提案。

組織の問題に関しては、今まで区に政策部門がなかった御意見を踏まえ、区役所の企画部門の強化を図るためにも現行の組織体制の見直しを23ページに盛り込まれているというふうに認識している。

また、経済、商工、農業、観光など、地域密着型振興策という部分に関しては、全市的な取組というのが重要な事業ではあるが、それとは別に、区の地域特性に応じた取組というものも必要な部分であろうと考える。この、地域特性に応じた独自性裁量性を発揮した事業展開という意味においては、先ほどの企画部門の組織の強化、また、区長の予算要求権限の対象として提言している区まちづくり事業費の活用といったことで、ある程度は対応が可能になるのではないかと考えている。

なお、経済商工という部分に関しましては、現在大宮区役所と浦和区役所の2か所に総務課の中の課内室で地域商工室という組織が設置されており、市で二つのブロックに分けてそれぞれ分担している。

3番目の子育て関係は、保育所管理とともに、区役所移管。3番以降については、委員の御提案としては、施設の関係という御提案。

この保育所の管理を全て区に移管することは困難な中で、実現性を勘案し、現場との近さを生かすという観点から、保育園の緊急修繕業務を区役所が担うというかたちで報告書に盛り込ませていただいた。

4番目、保健所・福祉部のうち、地域に所属する業務は、区役所移管ということの中で、1点目として、福祉部所属の老人憩いの家など高齢者施設26か所と障害者施設12か所の管理、もう1点として、保健と福祉の連携の観点から、地域に密着する業務を移管し、機能的に統合するという御提案。

1点目の各種社会福祉施設の管理については、さいたま市においては、社会福祉施設の受託等を行うことを目的として設立されているさいたま市社会福祉事業団が、正規職員で約 350 人程度、臨時の方たちを含めると、800～900名という体制で、現在運営されており、この管理体制を変更するということになると、業務分担の抜本的な変更が必要となり、非常に困難なものであると考えている。

それから、保健と福祉の連携ということに関しては、さいたま市においては政令市移行当初から、保健センターを区役所の組織として位置付けるということで区役所の中に保健センターを設置し、福祉に関する課と併せて、区役所の中の健康福祉部という組織体制をとってきた。区役所における具体的な連携事業ということについては、今後の課題ではないかと認識している。

5番目の環境対策。現場に近いところの業務は、区役所移管という御提言。

この御提案に関しては、現場に近いところの業務という考え方から、鳥獣被害の防除等に関する業務、路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域の啓発・指導等業務というものを報告書に盛込んでいる。

なお、環境対策に関しては、過去に環境管理事務所という出先機関を本庁から切り離して設置したことがあるが、職員の分散による非効率、業務分担の難しさ、環境関係の各種法律が非常に細かく規定されてことなどから、元に戻したという経緯がある。

6番目の都市局まちづくり事務所。これは委員さん御自身がクエスチョンマークということであったが、このまちづくり事務所が所掌する事務は、全市的な都市計画事業の一環として実施される市街地再開発事業や土地区画整理事業といったもので、国土交通省の都市・地域整備局が所管する国庫補助金の関係もあり、現在都市局の管理監督下に置かれているもので、現在のところ区役所への移管は考えていない。

いずれの提案内容に関しても、市民満足度の向上に向け区役所の見直しを継続していく中で、貴重な御意見として今後も参考にさせていただきたいと考えている。

(議長)

何か御質問なり御意見なりあったら。

(A委員)

提案者ということで、プロジェクトチームで検討されたという結果の御報告であり、一部は、取り入れている部分もあったということであるが、正直言えば、私としては納得しがたいなと感じたところ。

(議長)

確かに、提案されたメモからすると、それに従えば日本で始めてドラスティックな改革が行われるのは、間違いなかったと思う。そういう意味では、がっかりというところもあると思うが、生身の人間がいて、現実的に時間と予算という制約もあるので、ある程度落ち着くところに落ち着かざるを得ないということもあると思う。

他に皆さんから。

～意見なし～

「区役所のあり方に関する検討報告書(最終案、第3稿)」

(事務局)

1点目。目次の「区役所の位置づけ・基本的役割」の項目立てを変更した。

こちらについては、当該ページで御説明させていただく。

次に、
、
。前回委員さんから御提案をいただき、「役割分担と業務改善の方向」ということだった
を大項目「区役所の役割分担」とし、業務改善を分離しており、その部分につきましては、「アンケー

ト結果等による業務改善の方向」という項目をおこした。

それに伴い、従前の 以下が順次番号が繰り下がる。

次に、4ページ「区役所の位置づけ・基本的役割」は、先ほど目次のところでも申し上げたとおり中項目1から5番を分かりやすくするために改めて振り直させていただいた。

5ページ「3. 新たな位置づけ・基本的役割」として、よりわかりやすくするために、区役所の位置づけに関する考え方を記述した。

6ページ「4. 本庁と区役所の事務配分」で、前回の委員さん方の御意見も踏まえ、(1)本庁、区役所、支所、市民の窓口の基本的関係を記載させていただいた。

本庁の事務は、市内で統一的・集中的に処理するほうが人的・財政的に効率的なものと、高度な専門技術・知識を要するものを配分し、一方区役所には、市民の窓口サービスとするものに加えて、総合的な処理が効率性を促し、市民満足度を上げるものを配分することとすると記載した。

区役所と支所・市民の窓口との関係においては、支所・市民の窓口の現状を考慮しつつ、極力窓口サービスの充実を図る観点から、事務の配分を行うこととすると記載した。

「地域防災」の部分についても、若干文言を修正させていただいた。

11 ページの標題「区役所への移管が想定される業務」については、この報告書の前出の表現と合わせて「区役所へ移管すべき業務」と修正した。

14 ページ「アンケート調査結果等による業務改善の方向」ということで、業務改善について、大きな項目立てを起こした、「1. 基本的な考え方」として改めて、ここで記載した。

この下に「アンケート調査に関しては、資料編 頁参照」とあるが、ここは、「 頁」の部分は削除し、「…、資料編参照」と修正をさせていただきたい。

「現状・課題」として、前回の委員さんの御意見を踏まえ、修正した。

15 ページ網掛けの「 ツーコールサービス…」という部分につきまして、解説を付け加えた。

16 ページ「総合窓口の構築に向けた検討」では、「(業務プロセスの検証)」ということばに修正をさせていただいた。

17 ページ「(4) 支所・市民の窓口の今後の方向性の整理」については、前回の委員の意見を踏まえて修正した。また、アンケート調査結果という部分で、結果を追加した。

18 ページ「照明発行事務取扱郵便局の今後の方向性の整理」については、文言を整理した。

20 ページ「区役所の独自性・裁量性の確保に向けた仕組みづくり」の「1. 基本的な考え方」の記載内容については、前回の委員さんの市民の意識を醸成するあるいは啓発するような内容が載せられないかという御意見を踏まえ、「(1)市における取組」「(2)市民に求められていること」とした。

24 ページ「(3) 区長マニフェストについて」という項目の中に、PDCA ということばについて解説を付け加えた。

25 ページ最後から2行目網掛けの部分で、継続的な見直しの必要性ということをもより明確にするために、「区役所が市政の基本単位であるとの認識に立って」という表現を追加させていただいた。

第2稿が、全般にわたり、行政としての表記という部分と委員会としての表記としての部分がまぎらわしい部分があるということだったので、検討委員会としての表記であるということが明確になるように、語尾等を修正した。

続いて、資料編は、ボリュームがかなりあったため、報告書本体とは別冊という形でまとめ、8点の資料を添付した。

資料1として、検討委員会の設置要綱。

資料2として、当該委員会の委員名簿。

資料3として、検討委員会の今回7回までの開催状況。

資料4として、第1回から第6回までで委員さんから御発言いただいた内容を、報告書の項目立てに沿って、整理をさせていただいたもの。

資料5として、区役所の窓口サービスに関するアンケート調査。

資料6として、さいたま市における総合行政の推進に関する規則。

資料7として、第1回委員会でお配りした、政令指定都市の区役所組織を参考資料として添付した。

資料8として、政令指定都市の区長権限ということで、各政令市の市議会の出席、人事権、組織権、予算の要求権という各権限を整理して添付した。

(議長)

改めて、この第3稿について何か御質問、御意見があれば。

(B委員)

6ページ「本庁と区役所の事務配分」の項目立ての(1)(2)のあとに、ここだけ「アイウエオ」となっているが、他のところと整合性をもたせるとすれば、 とする方がいいのではないか。

(事務局)

政令指定都市移行時に市の方で整理していたものの表記をそのまま単純にもってきたもので、整合性をもたせるには、 という表現になる。

(議長)

では、単純に、 …と変更で。

(A委員)

今日で最終ということだが、スケジュールをお聞きしたときに、パブリック・コメントということがあったように思うが、それはどうなったか。

(事務局)

前回、第2稿をお示ししたときに御説明させていただいたが、当該委員会としてパブリック・コメントをかけるということよりも、御提言をいただいた上で、市としてなんらか、計画として取りまとめた上で、市として実施すべきではなからうかということから、委員会の中ではパブ・コメをとるということは、今回は行わないということにさせていただいた。

(A委員)

事情がかわったのか。当初はそういう予定があったと思うが。

(事務局)

当時、市民局がパブ・コメを所掌するところだったため、できるだけ積極的に活用していこうという考えがあったが、委員会として実施するところ、なかなか、市として前例がないということでもあり、やはりパブ・コメで市民の意見をきいて、計画を固めるという部分については、市の計画としてのもので、行ったほうがいいのかと判断させていただいた。

(A委員)

前例がないという話だが、数年前だったと思うが、市民活動推進委員会という委員会があり、そこで案をまとめたことがあった。それは、パブ・コメを行い、意見を吸い上げて、案を修正するところは、修正するということをやった。前例がないというのは、ちょっと、私の経験からいうと合わない気がするが。

(事務局)

こちらの、委員会の御提言をいただいた上で、市として、実施計画をまとめた上で、その段階でパブ・コ

メを実施させていただきたいと、このように考えている。

(A委員)

とすると、やると。

(事務局)

はい、実施計画として、市として改めてまとめた上で実施したいというふうに考えている。

(A委員)

とすると、どういうタイミングか。このままかけるのではないということか。また、整理しなおしてということか。

(事務局)

大きく御提言をいただいているので、その中身について、個々具体の計画として落とし込んでいった中で、パブ・コメをかけると考えている。

(事務局)

パブ・コメをかける意味は、本来は市が計画を立てるときに、市の行政の考え方だけで一方的に計画を立てるのではなく、市民の皆さま方の御意見をきいて、それを基に市が実施計画を立てると。そういう意味で、パブ・コメの意味が非常にある。

今回については、そもそも、この計画書をつくるのが、市民の皆さま方の代表というか、そういった委員さんが作る場なので、むしろ、後に行政が実施計画を立てるときに、改めて市民の皆さんの御意見を伺わなくてはならない。そのときにこのような委員会を設置するわけではないので、パブ・コメをかけたほうが、パブ・コメの意味がよりでてくるのではなかろうかという趣旨でちょっと変更させていただいた。

(議長)

もともと、パブ・コメというのは、どこの自治体、国でもそうだが、どのように中身を設定しても構わないが、通常の場合は、民主統制をする手段。行政の内部を透明性を確保する一方で、我々の民主統制に服するという新しい仕組みだとは思いますが。

ただ、前回の会議のときにもあったが、市民参加の委員会を出したものに、パブ・コメをかけて、それで直したら、その委員会ってなんなんだということが、まず一つの疑問であると。それと、この委員会の中で、当初から、パブ・コメを使って、アイデアだけを募集するといった場合、これは、パブ・コメではなく、調査の一つになってしまう。

調査の一つとして位置づけてしまうと、パブ・コメの本来の意味が損なわれる。あくまでもパブ・コメは行政が考えた意思決定に対して、住民がどのように考えているかを調達する統制の手段。

前回の説明で、この委員会の答申を受けて作った計画を公示し、それに対して市民の皆さんから意見をいただくということだったので、基本的にはパブ・コメを削除しているということについて異論はない。

(C委員)

パブ・コメよりも実施計画を作り上げることの方が重要。前回か前々回にもお話したが、今後の運営の仕方が、一番ポイントになってくると思う。25 ページにも提言内容の実施に向けてということで、委員会としての要望として「実施に当たっては、優先順位及びスケジュールを明確にし、計画的に実施することが望まれます」とある。

また、その下の1、2番にあるように、フォローアップに努めるべきなどということがあるので、アクションプランがいつ頃できるのか、ゴールの設定が非常に重要ではないか。これは、数か月なのか、一年なのかというようなことも、状況によっては内容が緻密化してくるものも出てくるかもしれない。

アクションプランの策定期間はいつ頃とお考えか。

(議長)

この委員会は会議自体は今日が最後になるが、委員会の今後の予定も含めて、現時点で話ができるレベルでその辺を事務局からお話いただければ。

(事務局)

実施計画はこの提言を踏まえ早急に詰めていく必要があるが、やはり年度末を目途にすすめるようかと考えている。

委員会のスケジュールについては、委員さん方皆さんの任期が2月4日ということがあるため、その前の年明け1月下旬頃には市の23年度以降の予算も見えてくる。それを見計らい、この御提案いただいた内容が23年度以降どのような予定になっているかという部分で、皆さんに最後進捗状況を御報告させていただくと考えている。

(D委員)

12ページに移管すべき業務が書いてあるが、業務の内容がかいてある看板があれば、受付以前の段階で、区民がわかりやすく安心して窓口に行けるのでは。

(事務局)

案内表示のわかりやすさは、現在も区役所の方ですすめている「明るい区役所づくり」の中で、よりわかりやすい案内表示というものを検討していきたいと考えている。

(D委員)

また、区民会議やコミュニティ会議等の会議の中身は別として、会議そのものが各区80～160もあると聞いている。いろいろな委員会についても、委員会の数が多くて、会場がとれないというのが問題だと。もう少し、中身の精査も含めてやっていただいたほうがいいかと。

(議長)

おそらく、E委員の方で、その選択をメインでやったださってと思うが。

(E委員)

行財政改革推進本部で、年内に新プランということで22年から3か年の計画を作っており、その中で類似の審議会、会議等を統配合するという方針での事業プログラムで、無駄のある部分については精査し、効率的な行政を行っていかうとしている。年内にお示しができれば、そのプランの中でということで御理解いただければありがたい。

(B委員)

今日が最後かと思うので、気がついたところを6点ほど。

5ページ(1)。区役所は「地域と行政をつなぐ媒介装置とする」とあるが、この「媒介装置」というのがどうもひっかかる。「中間支援的組織」とか「中間組織」という意味で使われているのではないかと思うが、委員の皆さんで考えていただけたら。

2点目は、(2)「市民の自律性を促し」という文言。これは、「自立」の方が良いかと思うが、あえて「自律」を使っているのか、それとも「市民は自ら立って」という意味で「自立」の方が良いのかということで、ここも皆さんで考えていただけたらと思う。

3点目、6ページ(3)ウ「河川」については、「一級河川」は県の所管になるので、このあたりをきちんと表記しておかないと、市民はすぐそばにある川なのになんで市がやってくれないのという誤解があると思う。そういった細かい辺りまで表記を入れる必要があるのかどうか。

4点目、17ページ(4)「市民の高齢化の進展」というのもひっかかる。「高齢化が加速している」とか「市民の高齢化」だけで切るか。「進展」は良い意味で使うようなものではないか。

5点目、20 ページ(2)「市民に求められていること」。ここも私たちの委員会にとっては、重要な部分かと。3行目「自らの責任を果たし、ともに考え、ともに手を携えて取り組んでいく」というところがあまりにもクサイ文言で、もうちょっと実感のこもった文言を委員会の皆さままで考えられないかなと思った。

最後に、25 ページ「提言内容の実施に向けて」が一番大切なところだと、先ほど別の委員さんもおっしゃっていたが、ここの表記について、あまりにも他のページと違った書き方になっているような気がする、優先順位をつけること、モデル区を設けていくこと、市民への周知を大事にすること、について、24ページと同じように分かりやすく表記していただけないか。

また、当提言のフォローアップも目立つように表記をし、ここが非常に大切だということを見た目にもわかっていたできるようにしていただけたら。

(議長)

最初は5ページの「媒介装置」というところ。この「装置」というのがどうも気になると。仕組みという意味、組織でも仕組みでも、趣旨は、場所をさしているのだから、確かにそう言われれば、違和感があるかもしれないが、どういったことばがよしいか。

(事務局)

委員発言集の中で、「区民と住民をつなぐ媒介機関」という表現も使っている。参考までに。

(議長)

「媒介装置」をつなぐ「機関」と、「装置」を単純に「機関」と置き換えるということで、よしいか。

～委員了承～

(議長)

次に、「自律性」というところ。使い方ははっきりと区別がされている。

政治とか行政の分野で扱うときの「自律」というのは、自分を律することができるという意味で、規範を作り、その規範に沿って動ける人を「自律」していると言う。

「自立」は、経済的な意味で使われることが多くある。

「市民自治」とか「住民自治」とかいう意味で使うのであれば「自律」が正しい使い方だと思うが、いかがか。そうは言っても、市民感覚になじまないといったような部分があれば。

～委員了承～

(議長)

では、原文のままです。

次に「河川」は、もうちょっと具体的にということ。

(F委員)

河川は確かに1級から3級までであるが、道路も、国道、県道、市道、私道とあり、交通安全施設も、道路照明や街路灯と、いろいろな分野に及んでいる。

これは、逆にあまり細かく指定しないほうがよしいかと。

(議長)

これに合わせると、更に細かくなってしまう。

(B委員)

そうですね。

(議長)

では、これはこのままでよしいか。

～委員了承～

(議長)

17 ページ(4) の「進展」。用語としては、両方使うが、「進行」でも良いだろうし。進むだけではなく、その中が面的に広がるという意味。

(D委員)

「の進展」を削って、そのまま詰めるのは。

(議長)

そうすると、「老老介護の増加」と動詞がついているのに、前の方は、「高齢化」のみで、高齢化がどうしたのかということがわからないままになってしまう。

発展には、良い意味と悪い意味があり、両方に使える。

(D委員)

「高齢化が進み」位でいいように思うが。

(議長)

福祉関係の担当者に答えを出してもらえれば。「進展」は、通常使っているのでは。

(プロジェクトチーム)

なかなか、「進展」とは、自分たちが使っているところでは、使わないが。

(議長)

じゃあ、何を使うか。

(プロジェクトチーム)

「高齢化が進行」も、あまり使わない。「高齢化が進む」と使ってしまうが「・」で繋ぐとするとなかなか使いにくい。

(議長)

「の進展」を取ると、「高齢化」が「増加」するわけではないので、合わなくなる。

でも、政府の白書では「進展」って使っているのでは。

(G委員)

これは、「進行」、「進んで広がる」っていう意味だから、「進展」でも。

(C委員)

「進行」の「進」は「進む」という字。私もちょっと国語に詳しくないが、にんべんの「伸」というのは。

(議長)

ああ、「伸びる」ほう。それは、あまりないのでは。

もう簡単に「市民の高齢化や、老老介護の増加など」と、普通の文章に直していいか。

(プロジェクトチーム)

「市民の高齢化・老老介護の増加などそれらに伴うニーズの変化や」といったかたちで直されると、どうかと。

(議長)

どうですか、それで。

～委員了承～

じゃあ、妥協策で、それでいきますか。いいアイデアをありがとうございました。

その次は、20 ページ、クサイという手厳しい御意見。「ともに考え、ともに手を携え」というのが、下の「協働」という部分。それを分解して書いてただけだが。

(H委員)

クサクてもいいのでは。

(B委員)

ひらがなだから、なんとなく。

(I委員)

「共」っていう字を書けば。

(議長)

ああ、「共」をね。それは、そうですね。「共生」とかの「共」。いかがですか、このクサイところを漢字にすると幾分。

(B委員)

はい、私もそう思う。漢字にするだけで、全然違う。

(議長)

では、「とも」というところ2か所を漢字に直して。

次は、25 ページ。これは、文言を入れるというより、表記の仕方を他のページと同じように、枠をくくって、ポイントを明確にするということ。

これで、一応提案いただいた部分の修正は終了した。他に何か。

いろいろと言いたいことがあるかもしれないが、今のところ意見もないようなので、皆さんで確認したかたちに修正させていただきたいと思う。

今、副委員長長のアイデアで、報告書は報告書で意見がないようであれば、他に何かいいことがあれば、それぞれ最後ということ。

(C委員)

確認だが、何回目かの委員会で、いわゆる市職員のホスピタリティについてお話をし、17 ページのところに職員研修と書いてある。今の段階で具体策のようなものがあれば教えていただければ。

(事務局)

現在、「明るい区役所づくり」ということで、各区役所の方で、取組んでいる。毎年度研修は行っているが、人材育成課とも協力しながら、今年度中から研修も充実していきたいという動きがある。

次年度以降については、予算案という中で詰めていくという段階。

(G委員)

今の御意見と同じだが、委員会で申し上げていたが、従前より自治大への研修が実施されていると思うが、そこへもっと積極的に参加させるという方向は。

(事務局)

私ども研修の専門ではないので、詳しいことはわからないが、自治大での研修のようなものは、全国市町村が合併で整理されたとはいえ、千数百という自治体がある中で、枠のようなものがあるようなので、他の自治体の枠との調整もあるようで、その枠の中で、積極的に行っているよう。

(G委員)

全国的な地域の方と交流して帰ってくると、ずいぶん考え方が変わったり、見る目が違って来たという感想をお持ちの職員さんもいるので、やはり積極的に活用していただくといいと思う。

(A委員)

どうも、言いたいことを言わせていただいて、なおかつこういことなのかもしれないが、資料編の資料7で各市の区役所の体制を改めて見た。さいたま市の区役所は、職員数 1,568 人となっている。さいたま市の職員数というのは約 6,000 人と聞いている。6,000 人のうち 1,568 人が区役所で、あとの 4,500 人相

当が、いわば本庁の人なんだなと改めて感ずる。我々が、区役所のあり方検討会を何回かやってきた中で、結論でいうと、その数字というのは、どういう意味あいがあるのかと考えてしまう。

というのが、最後に言いたいこととお聞きいただければと思う。

なお、事務局で、なぜ 4,500 人相当が本庁にいるのか、何か解析できればいいと思うが。あまりにあたまでっかちではないか。

(プロジェクトチーム)

まず、職員数というのは、9,000 人を超えている。

(A委員)

6,000 人というのは、教員は入っていない。

(プロジェクトチーム)

はい。そのうち、消防の職員、保育園の保育士、その他看護師や、ごみの収集等の職員の数も多いので、本庁に残りの人が全部いるわけではない。そういったものも数字としては捉えられると思っている。

(A委員)

それは、妥当だという意味か。

(プロジェクトチーム)

そうですね。実情に応じた適正な配置を行っているので、それぞれの自治体の特徴に応じた配置を行っていると考えている。

(A委員)

例えば、札幌市は、区役所に 3,573 人いる。仙台も 1,500 人、横浜は 7,000 人、川崎は 2,400 人。

組織の違いというものもあるのかもしれないが、どうも 1,500 人というのは、これで、新たに分担される業務の中から、人員がどれだけ移管されるのかっていうのは別途これからの問題としてあるが、これがどれくらいの人員に相当するのかというのは、私は関心があったが、それは把握されていないということなので、それ以上言いようがないが、数百人になるとは、考えにくい。

例えば、保育所が移管ということになれば、数百単位の移動ということになるだろうが、そうでないとなれば、そこまでの規模にはならない。まあ、蒸し返すつもりはないが、最後に言いたいことはないかというお話なので、あえて申し上げるが。

(D委員)

私は、実際に役所に行ったり来たりして、区役所の今後のあり方ということ考えたときに、統廃合をして業務の割り振りをもう少し考える必要があるかなという感じがしないでもない。

例えば、総務とコミュニティを統廃合する方が良い場合もあるし、その他の部門もそういうところがあるかと思うので、今後検討していきながら改善すべきところは改善したほうがいいのでは。

高齢介護の部署は、非常に混雑している一方で、お客さんがいない部署があるのを見ると、調整や統廃合が若干必要かなという感じ。

(J委員)

私のこれまでの区役所の感想というか。

南区は人口を見ても、西区の倍以上に増えていて、前回か前々回に区役所の人員配置の窓口の人数がでていたと思うがたいして人数差がなく、南区役所が突出して多いということではなかった。

一律にしてしまっているのかは分からないが、聞くところによると違う区役所でもいろいろなものが取れるということで、桜区役所が言ってみればちょっと便が悪いところにあるので、田島辺りの人が南区役所に相当数来ていると。体験された方の話を聞くと、常に南区役所は込んでいて、たまたま桜区役所に行っ

たら、時期的なこともあるのかもしれないがガラガラだったと。

区役所の位置というのは、もう変えられないが、この辺のことは今回の中身にも書いてあるので、それは施行されていけばいいと思う。地域のニーズにあった区役所のあり方とか人員の配置とかというのは、重要なのではないか。

(I委員)

前回私が支所の件について申し上げたことが、17ページに入っていてとてもありがたいと思っている。この件について、プロジェクトチームの方に何か所か支所を回っていただき、本当にありがとうございました。揃っていない書類もあったというお話を聞いたりしたので、書類ぐらいは全支所に揃えていただければありがたいと思う。

皆さん、多分都市部だと思うが、辺ぴなところから来ているものの代表として。

(議長)

地理的には、市民の窓口が非常に重要な場合があるということ。

(K委員)

全く別の観点だが、弱者の高齢者とかのという話のなかで、今後税金を納める若者世代に受け入れられるべきものを、このまとめの他にも考えていただければと思う。

ホームページを拝見したところ、自由に各区で作れるようにしているページだと思うが、区長さんのお名前がないところ、フルネームで書いてあるところ、苗字だけのところと統一性がない。そして、探すのにとても時間がかかり、10区全部探そうと思うと、時間がかかなりある方じゃないと難しい。

中高生など携帯端末ひとつで生活をしている世代も、すぐ子どもを生子、育て、納税もしていく予備軍なので、わたしもこの中での意見では、弱者を中心に訴えかけてきたが、すぐ目の前でその子たちが、例えば受験の手続きなどで、戸籍とか住民票とか欲しいということになるので、その子たちにも、お年寄りにも、働く世代にもわかりやすいホームページづくりを政令市として、考えていったほうがいいのではないかと思う。皆さんお時間があつたら、10区のホームページをぜひご覧いただければ。

(議長)

それでは、皆さんから御意見をいただいた報告書最終案は先ほど言ったとおり、指示どおり修正して、改めてお送りするというところでよろしいか。

(事務局)

はい。

(議長)

それでは、修正したものが改めていくので、ご覧いただければと思う。

その他

次回の委員会日程について

第8回(次回) 平成23年1月下旬頃

(午前11時30分閉会)